

お知らせ

勤労者生活資金を
ご利用ください

用途 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費、育児または介護休業に伴う生活費など

融資限度額 300万円

融資期間 10年以内

融資利率 年2・1パーセント

(育児・介護、教育費は、年1・9パーセント)

※別途保証料が必要

対象 市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上継続して勤務している人
申し込み 中央労働金庫沼田支店へ

※労働金庫所定の審査があります

問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎内線3253、中央労働金庫沼田支店 ☎2211へ

特定求職者雇用企業奨励金制度のご案内

障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇

用開発助成金制度を活用して、障害のある人を雇用した市内中小企業者に奨励金を交付します。交付内容や申請方法などの詳細は、産業振興課商工振興係へ。問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255へ

野生きのこの安全確認について

野生きのこの中には有毒なものもありますので、知らないきのこを採ったり食べたりしないでください。

また、野生きのこは放射性物質の影響を受けやすいといわれています。採取して食べる際には、食品の基準値である100ベクレル/kgを超える放射性物質を含んだものを食べないように注意してください。

なお、本市は野生きのこの出荷制限地域に指定されていますので、市内で採取された野生きのこは、放射性物質が基準値以下であっても流通・販売はできません。

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎4481へ



募集

市営住宅の入居者を募集します

団地名 谷地端第2団地(高橋場町214-1)

構造 ①RC高層耐火6階建て

建築年度 ①平成4年度/②平成6年度

募集戸数 2戸

①A棟2階3DK(69・20㎡、洋間約7帖、和室6帖×2、DK、浴室、トイレ(洋式))

②B棟5階3DK(70・20㎡、洋間約7帖、和室6帖×2、DK、浴室、トイレ(洋式))

家賃 2万2700円(3万5700円)

入居可能予定日 来年1月上旬

申込資格 ▽申込者のほかに同居しようとする親族がいる人

▽現に住宅に困窮している人

▽市税を滞納していない人

▽申込者、または同居しようとする親族が暴力団員でない人

※収入制限があります
申込期間 11月13日(月)から30日(土)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、

祝日は除く)

その他 連帯保証人1人(県内在住で入居者と同等以上の収入がある人/敷金3カ月(入居時の家賃で算定)/駐車場1台分のみ(3000円/月)/ペット不可/沼田北小学校、沼田中学校区

申し込み手続きと入居決定 申込用紙などは建築住宅課営繕住宅係で配布、または市ホームページから入手できます。

申し込みが募集戸数を越えた場合は12月1日(金)に実施の抽選により入居者を決定します
申し込み・問い合わせ 建築住宅課営繕住宅係 ☎内線4216へ

秋季全国火災予防運動 11月9日(木)～15日(水) 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

これからの季節は空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となります。また、暖房器具を使用する機会が増え、住宅での火災が発生しやすい傾向にあります。

■かけがえのない命と大切な財産を火災から守るために

火災発生件数で最も多いのが建物火災です。昨年、市内で17件の火災が発生しましたが、そのうち建物火災が10件と全体の約6割近くに上ります。

火災は大切な財産を一瞬のうちに灰にしてしまうだけでなく、そこに住んでいるかけがえのない命までも奪ってしまいます。

出火を未然に防ぐために次の3つの習慣を身に付けておくことが大切です。

- ①寝たばこは、絶対にやめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

■火災の早期発見が鍵

住宅火災を未然に防ぎ、自分の身を守るためにも次の4つの対策が有効です。

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



身の回りで火災を防ぐポイントは他にもあります。ぜひ、この機会に再確認してみましょう。

問い合わせ 防災対策課消防係 ☎内線3363へ

女性の人権ホットライン強化週間【11月13日(月)～19日(日)】

11月13日(月)から19日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン強化週間」として、DVやストーカーなど、女性の人権に関する悩みごとについての電話相談窓口を開設します。相談には人権擁護委員と法務局職員が応対し、秘密は固く守られます。

とき 11月13日(月)から19日(日)までの、午前8時30分～午後7時
※土・日曜日は午前10時から午後5時

DV(ドメスティック・バイオレンス)は人権侵害です

DVとは

DVとは配偶者や恋人などから振るわれる身体的、精神的、経済的暴力などのことです。このようなさまざまな暴力で相手を支配しようとする行為は重大な人権侵害であり、明らかな犯罪です。身近な間柄であっても、どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。DVは女性から男性への暴力もありますが、被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

暴力の形態

- ◎身体的暴力 殴る蹴る、首を絞める、髪の毛を引っ張るなど
- ◎精神的暴力 大声で怒鳴る、無視をするなど
- ◎性的暴力 嫌がっているのに性行為を強要するなど
- ◎経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど
- ◎社会的暴力 実家や友人と付き合いの制限・監視する、電話やメールを細かくチェックするなど
- ◎子供を利用した暴力 子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせるなど

★11月12日(日)～25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問い合わせ 生活課協働推進係(保健福祉センター内) ☎内線76212へ

DVに関する相談窓口

これってDVと思ったら、一人で悩まずに専門機関に相談してください。

◎群馬県女性相談センター

電話番号 027-261-4466

相談受付時間 月～金曜日 午前9時から午後8時まで、土・日曜日、祝日は、午後1時から5時まで(相談は無料です。秘密は固く守ります)

◎緊急時は110番または最寄りの警察署へ